

1 内部通報窓口

地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」といいます。）では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、内部通報者を保護するとともに、法令違反行為等の早期発見と是正を図るため、内部通報窓口を設けています。

法人における役職員等（法人の業務に従事する派遣労働者及び取引業者の従業員等を含みます。）の法令違反や不正行為に係る通報や相談を受け付けします。

2 内部通報とは

◆内部通報とは

職員等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する者について通報対象行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいいます。

◆通報対象行為とは

- ・法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- ・法人の事業に係る不正な行為で、法人の利益を失わせ、若しくは法人に損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

3 通報窓口を利用できる方

- ・法人と雇用関係にある職員
- ・法人の業務に従事する派遣労働者
- ・取引業者の従業員等
- ・法人の役員

4 通報窓口

① 外部窓口

弁護士 木村尚巧（きむら なほよし）

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル6階 浜田・木村法律事務所

電話：06-6360-7517 / F A X：06-6360-7527

※電話による受付時間は、平日午前9時30分～午後5時です。

※電話番号は通報専用ダイヤルではないので、堺市立病院機構の通報であることを伝えてください。

Email: kimura@hk-law.jp

② 内部窓口

内部統制室

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号

直通電話：072-289-6599

※電話による受付時間は、平日午前8時30分～午後5時です。

Email: tsuho@sakai-hospital.jp

● 通報及び相談の方法

①又は②は、メール、郵便、電話及び面談により受付します。

「内部通報受付シート」様式

Word 版（別紙）

PDF 版（別紙）

● 留意事項

- ・ 通報者は、正当な通報又は相談したことを理由として、解雇（派遣労働者又は取引業者の従業員等にあつては、当該契約の解雇）その他いかなる不利益も受けません。万一、不利益な取扱いを受けた場合は回復措置を講じます。
※ただし、通報者が虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他の不正を目的とする通報を行った場合は、法人の内部規定等に基づき処分されることがあります。
- ・ 受付窓口の職員や調査に携わった役職員は、通報者の個人を特定する情報を秘匿します。
- ・ 通報の内容が一般的なご意見や要望、苦情等であり、内部通報に該当しない場合は、情報提供として担当部局に転送して業務の改善等に活用しますので、予めご了承下さい。